

令和2年第2回（3月）吉川市議会定例会

議 案 書

吉 川 市

No.	議案番号	件名	頁
1	第2号議案	吉川市道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例	1
2	第3号議案	吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	8
3	第4号議案	吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	15
4	第5号議案	吉川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	17
5	第6号議案	吉川市税条例及び吉川市手数料条例の一部を改正する条例	18
6	第7号議案	吉川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	21
7	第8号議案	吉川市債権管理に関する条例の一部を改正する条例	23
8	第9号議案	吉川市文化芸術振興基金条例	25
9	第10号議案	吉川市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例	27
10	第11号議案	職員のサービスの宣誓に関する条例及び吉川市職員公務災害等見舞金支給条例の一部を改正する条例	30
11	第12号議案	工事請負契約の変更契約の締結について	33
12	第13号議案	教育委員会委員の任命について	34
13	第14号議案	監査委員の選任について	36
14	第15号議案	令和元年度吉川市一般会計補正予算（第5号）	—
15	第16号議案	令和元年度吉川市介護保険特別会計補正予算（第3号）	—
16	第17号議案	令和元年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	—
17	第18号議案	令和元年度吉川市下水道事業会計補正予算（第4号）	—
18	第19号議案	令和2年度吉川市一般会計予算	—
19	第20号議案	令和2年度吉川市国民健康保険特別会計予算	—
20	第21号議案	令和2年度吉川市農業集落排水事業特別会計予算	—
21	第22号議案	令和2年度吉川市介護保険特別会計予算	—
22	第23号議案	令和2年度吉川市後期高齢者医療特別会計予算	—

23	第 24 号議案	令和 2 年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計予算	—
24	第 25 号議案	令和 2 年度吉川市水道事業会計予算	—
25	第 26 号議案	令和 2 年度吉川市下水道事業会計予算	—

第2号議案

吉川市道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例

吉川市道路の構造の技術的基準に関する条例（平成25年吉川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「<u>法</u>」という。）第30条第3項の規定に基づき、道路の構造の一般的技術的基準を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において「道路」とは、市が管理を行う道路をいう。</p> <p>2 略</p> <p>(車線等)</p> <p>第5条 車道（副道、<u>停車帯、自転車通行帯</u>その他規則で定める部分を除く。）は、車線により</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下<u>法</u>という。）第30条第3項の規定に基づき、道路の構造の一般的技術的基準を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において「道路」とは、<u>法第16条第1項又は第2項</u>本の規定により市が管理を行う道路をいう。</p> <p>2 略</p> <p>(車線等)</p> <p>第5条 車道（副道、<u>停車帯</u>その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるもの</p>

<p>構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第32条の規定により車道に^{さく}狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>(副道)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 副道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p> <p>(停車帯)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>（自転車通行帯）</u></p> <p><u>第9条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りで</u></p>	<p>とする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第32条の規定により車道に^{さく}狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>(副道)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p> <p>(停車帯)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p>
---	--

<p><u>ない。</u></p> <p><u>2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p><u>3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。</u></p> <p><u>4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。</u></p> <p>（自転車道）</p> <p>第10条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間</p>	<p>（自転車道）</p> <p>第10条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（前項に規定する道</p>
--	--

<p>につき60キロメートル以上であるもの（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>3～5 略</p> <p>（自転車歩行者道）</p> <p>第11条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p> <p>（歩道）</p> <p>第12条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～5 略</p>	<p>路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>3～5 略</p> <p>（自転車歩行者道）</p> <p>第11条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p> <p>（歩道）</p> <p>第12条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～5 略</p>
--	---

(曲線部の片勾配)

第18条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路区分に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値(第3種の道路で自転車道又は自転車歩行者道(以下「自転車道等」という。)を設けないものにあつては、6パーセント)以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第4種の道路にあつては、地形の状況そのたの特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

略

(待避所)

第30条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1) 略

(2) 待避所相互間の道路の大部分が見通すことができること。

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は5メートル以上とすること。

(小区間改築の場合の特例)

第38条 道路の交通に著しい支障がある小区間

(曲線部の片勾配)

第18条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路区分に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値(第3種の道路で自転車道等を設けないものにあつては、6パーセント)以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第4種の道路にあつては、地形の状況そのたの特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

略

(待避所)

第30条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1) 略

(2) 待避所相互間の道路の大部分が見とおすことができること。

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は5メートル以上とすること。

(小区間改築の場合の特例)

第38条 道路の交通に著しい支障がある小区間

について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第5条、第6条第3項から第5項まで、第7条、第9条、第9条の2第3項、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第17条から第23条まで、第24条第3項並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第5条、第6条第3項から第5項まで、第7条、第8条第2項、第9条、第9条の2第3項、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第21条第1項、第24条第3項、次条第1項及び第2項並びに第40条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

（自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路）

第39条 略

2及び3 略

4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者

について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第5条、第6条第3項から第5項まで、第7条、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第17条から第23条まで、第24条第3項並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第5条、第6条第3項から第5項まで、第7条、第8条第2項、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第21条第1項、第24条第3項、次条第1項及び第2項並びに第40条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

（自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路）

第39条 略

2及び3 略

4 転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が

<p>が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。</p> <p>5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条から第37条まで及び前条第1項の規定（自転車歩行者専用道路にあっては、<u>第13条</u>の規定を除く。）は適用しない。</p> <p>（歩行者専用道路）</p> <p>第40条 略</p> <p>2 <u>歩行者専用道路</u>に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、令第41条第1項において準用する令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>3 略</p> <p>4 歩行者専用道路については、第3条から<u>第12条</u>まで、第14条から第37条まで及び第38条第1項の規定は、適用しない。</p>	<p>安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。</p> <p>5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条から第37条まで及び前条第1項の規定（自転車歩行者専用道路にあっては、<u>第12条</u>の規定を除く。）は適用しない。</p> <p>（歩行者専用道路）</p> <p>第40条 略</p> <p>2 <u>行者専用道路</u>に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、令第41条第1項において準用する令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>3 略</p> <p>4 歩行者専用道路については、第3条から<u>第11条</u>まで、第14条から第37条まで及び第38条第1項の規定は、適用しない。</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

道路構造令（昭和45年政令第320号）の一部改正に伴い、自転車通行帯に関する基準を定めるとともに、用語の整備を図りたいので、この案を提出するものである。

第3号議案

吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年吉川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（施設型給付費等の額に係る通知等）</p> <p>第13条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p style="text-align: center;">（施設型給付費等の額に係る通知等）</p> <p>第13条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下<u>この項、次条及び第37条第3項</u>において同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 略</p>
<p style="text-align: center;">（特別利用保育の基準）</p> <p>第36条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保</p>	<p style="text-align: center;">（特別利用保育の基準）</p> <p>第36条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保</p>

育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第12条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。

（特別利用教育の基準）

第37条 略

育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第12条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ(イ)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む）」とする。

（特別利用教育の基準）

第37条 略

<p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第12条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）</u>」とする。</p> <p>(準用)</p> <p>第51条 第8条、第9条、第11条、第13条、第14条及び第20条から第34条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保</p>	<p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第12条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「<u>を</u> <u>除く</u>」とあるのは「<u>及び特別利用教育を受ける者を除く</u>」とする。</p> <p>(準用)</p> <p>第51条 第8条、第9条、第11条、第13条、第14条及び第20条から第34条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保</p>
--	--

育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第13条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下）」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び次条において）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第14条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第32条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と読み替えるものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第52条 略

2 略

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第41条第2項を除き、

育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第13条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、次条及び第37条第3項）」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び次条）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第14条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第32条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」と読み替えるものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第52条 略

2 略

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第41条第2項を除き、

前条において準用する第8条、第9条、第11条、第13条、第14条及び第20条から第34条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。））」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。））」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、）」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに

第51条において準用する第8条、第9条、第11条、第13条、第14条及び第20条から第34条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。））」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。））」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、）」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・

係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第12条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第53条 略

2 略

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により

保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第12条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第53条 略

2 略

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により

<p>算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども <u>（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）</u>）に係る第12条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p>	<p>算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第12条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の規定は、令和元年10月1日から適用する。

令和2年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第8号）の公布に伴い、令和元年6月議会定例会で条例改正を行ったが、同令に原稿誤りがあり、誤字等が訂正されたため、同様に改正したいので、この案を提出するものである。

第4号議案

吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年吉川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(職員) 第26条 略 2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 略 (2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者 3 略	(職員) 第26条 略 2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 略 (2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者 3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する

る法律（令和元年法律第37号）の施行により児童福祉法（昭和22年法律第164号）が一部改正されたことに伴い、引用する号を改正したいので、この案を提出するものである。

第5号議案

吉川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

吉川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
吉川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(放課後児童支援員及び補助員)	(放課後児童支援員及び補助員)
第13条 略	第13条 略
2 略	2 略
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに 該当する者であって、都道府県知事又は地方自 治法（昭和22年法律第67号）第252条の 19第1項の指定都市の長が行う研修を修了し たもの <u>（任用後1年以内に修了することを予定 している者を含む。）</u> でなければならない。	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに 該当する者であって、都道府県知事又は地方自 治法（昭和22年法律第67号）第252条の 19第1項の指定都市の長が行う研修を修了し たものでなければならない。
(1)～(9) 略	(1)～(9) 略
4及び5 略	4及び5 略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）附則第2条に規定する経過措置が令和2年3月31日をもって終了することに伴い、放課後児童支援員の資格要件を見直したいので、この案を提出するものである。

第6号議案

吉川市税条例及び吉川市手数料条例の一部を改正する条例

(吉川市税条例の一部改正)

第1条 吉川市税条例（昭和30年吉川町条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(電子申告等) 第5条 この条例に定めるもののほか、この条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下「申告等」という。）のうち、規則で定めるものについては、 <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項の電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して行うことができる。</u> 2 略	(電子申告等) 第5条 この条例に定めるもののほか、この条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下「申告等」という。）のうち、規則で定めるものについては、 <u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項の電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して行うことができる。</u> 2 略

(吉川市手数料条例の一部改正)

第2条 吉川市手数料条例（平成12年吉川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
区分	事務の種類	手数料の額	区分	事務の種類	手数料の額
略			略		
2 住 民 関 係	(1)～(8) 略	略	2 住 民 関 係	(1)～(8) 略	略
	<u>(9) 除票の写しの交付</u>	<u>1 件につき</u> <u>3 0 0 円</u>		<u>(9) 略</u>	略
	<u>(10) 略</u>	略		<u>(10) 略</u>	略
	<u>(11) 戸籍の附票の除票の写しの交付</u>	<u>1 件につき</u> <u>3 0 0 円</u>		<u>(11) 略</u>	略
	<u>(12) 略</u>	略		<u>(12) 略</u>	略
	<u>(13) 除票記載事項証明書</u>	<u>1 件につき</u> <u>3 0 0 円</u>		<u>(13) 略</u>	略
	<u>(14) 略</u>	略		<u>(14) 略</u>	略
	<u>(15) 略</u>	略		<u>(15) 略</u>	略
	<u>(16) 略</u>	略		<u>(16) 略</u>	略
	<u>(17) 略</u>	略		<u>(17) 略</u>	略
	<u>(18) 略</u>	略		<u>(18) 略</u>	略
	<u>(19) 略</u>	略		<u>(19) 略</u>	略
	<u>(20) 略</u>	略		<u>(20) 略</u>	略
略			略		

第3条 吉川市手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
区分	事務の種類	手数料の額	区分	事務の種類	手数料の額
略			略		
2 住 民関 係	(1)～(18) 略	略	2 住 民関 係	(1)～(18) 略	略
	(19) 略	略		(19) <u>規則で定める個人番号の通知カードの交付</u>	<u>1件につき 500円</u>
略			略		
略			略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

令和2年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）が公布されたことに伴い、住民票の除票の写し等の交付に係る手数料の追加等、所要の整備を行いたいので、この案を提出するものがある。

第7号議案

吉川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

吉川市国民健康保険税条例（昭和30年吉川町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>610,000円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>610,000円</u>とする。</p> <p>3及び4 略</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>540,000円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>540,000円</u>とする。</p> <p>3及び4 略</p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 市は、法第703条の5の規定により、次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の課税額を第2条第2項本文の基礎課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>610,000円</u>を超える場合には、<u>610,000円</u>）、同条第3項本</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 市は、法第703条の5の規定により、次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の課税額を第2条第2項本文の基礎課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>540,000円</u>を超える場合には、<u>540,000円</u>）、同条第3項本</p>

<p>文の後期高齢者支援金等課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>文の後期高齢者支援金等課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の吉川市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和2年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

国民健康保険制度の健全で安定的な保険財政運営を図るため、医療保険分の賦課限度額の改定を行いたいので、この案を提出するものである。

第8号議案

吉川市債権管理に関する条例の一部を改正する条例

吉川市債権管理に関する条例（平成27年吉川市条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(延滞金及び遅延損害金)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、その他の債権（法第231条の3第1項に規定する歳入に係るものを除く。次条において同じ。）について地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の規定による督促をした場合は、当該その他の債権に係る法令又は契約に特別の定めがある場合を除き、<u>当該督促をした金額が2,000円以上であるときは、当該金額にその履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）につき民法（明治2</u></p>	<p>(延滞金及び遅延損害金)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、その他の債権（法第231条の3第1項に規定する歳入に係るものを除く。次条において同じ。）について地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の規定による督促をした場合は、当該その他の債権に係る法令又は契約に特別の定めがある場合を除き、<u>当該その他の債権の履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を徴収するものとする。</u></p>

<p><u>9年法律第89号）第404条に規定する法定利率の割合を乗じて計算した金額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に相当する遅延損害金を徴収するものとする。ただし、遅延損害金の額が1,000円未満であるときは、これを徴収しない。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>	<p>4 略</p> <p><u>5 遅延損害金の額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</u></p> <p>6 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に遅延損害金が生じた場合におけるその遅延損害金を生ずべき債権に係る遅延損害金の計算方法については、この条例による改正後の第6条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和2年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

民法（明治29年法律第89号）の一部改正に伴い、法定利率が見直されることを踏まえ、所要の整備を行いたいので、この案を提出するものである。

第9号議案

吉川市文化芸術振興基金条例

(設置)

第1条 文化芸術の振興を図るため、吉川市文化芸術振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、前条の目的のため寄附された額の範囲内で一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的のための経費の財源に充てる場合に限って、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

文化芸術の振興を図るため、文化芸術振興を目的にご寄附いただいた金額を積み立て運

用する「吉川市文化芸術振興基金」を設置したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定により、この案を提出するものである。

第10号議案

吉川市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(吉川市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 吉川市水道事業の設置等に関する条例(昭和42年吉川町条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) <u>第243条の2</u> <u>第2</u> 第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100,000円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) <u>第243条の2</u> 第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100,000円以上である場合とする。

(吉川市監査委員条例の一部改正)

第2条 吉川市監査委員条例(平成7年吉川町条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(請求又は要求による監査)	(請求又は要求による監査)

<p>第5条 監査委員は、法第75条第1項、法第98条第2項、法第199条第6項及び第7項、法第235条の2第2項並びに<u>法第243条の2の2第3項</u>（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があるときは、請求又は要求のあった日から10日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>2 監査委員は、法第75条第3項の規定による監査の結果に関する報告の送付、公表及び提出、法第98条第2項の規定による監査の結果に関する報告、法第199条第9項の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表（市長の要求に係る監査に関するものに限る。）、法第235条の2第3項並びに地方公営企業法第27条の2第2項の規定による監査の結果に関する報告の提出（市長又は管理者の要求に係る監査に関するものに限る。）並びに<u>法第243条の2の2第3項</u>（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）の賠償責任の有無及び賠償額の決定について、請求又は要求のあった日から60日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>第5条 監査委員は、法第75条第1項、法第98条第2項、法第199条第6項及び第7項、法第235条の2第2項並びに<u>法第243条の2第3項</u>（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があるときは、請求又は要求のあった日から10日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>2 監査委員は、法第75条第3項の規定による監査の結果に関する報告の送付、公表及び提出、法第98条第2項の規定による監査の結果に関する報告、法第199条第9項の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表（市長の要求に係る監査に関するものに限る。）、法第235条の2第3項並びに地方公営企業法第27条の2第2項の規定による監査の結果に関する報告の提出（市長又は管理者の要求に係る監査に関するものに限る。）並びに<u>法第243条の2第3項</u>（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）の賠償責任の有無及び賠償額の決定について、請求又は要求のあった日から60日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>
--	--

（吉川市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第3条 吉川市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成30年吉川市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において読み替えて準用する 地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第24 3条の2</u>の2第8項の条例で定める場合は、賠償責任に係る賠償額が100,000円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において読み替えて準用する 地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第24 3条の2</u>第8項の条例で定める場合は、賠償責任に係る賠償額が100,000円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律第54号)が施行されることに伴い、引用する条を改正したいので、この案を提出するものである。

第11号議案

職員の服務の宣誓に関する条例及び吉川市職員公務災害等見舞金支給条例の一部を
改正する条例

(職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 職員の服務の宣誓に関する条例(昭和30年吉川町条例第9号)の一部を次のよ
うに改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」とい
う。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(職員の服務の宣誓) 第2条 新たに職員となった者は、任命権者 <u>に対し、別記様式による署名した宣誓書を提出しな ければならない。</u> <u>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する</u> <u>会計年度任用職員の服務の宣誓については、前</u> <u>項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定</u> <u>めをすることができる。</u>	(職員の服務の宣誓) 第2条 新たに職員となった者は、任命権者 <u>又は</u> <u>任命権者の定める上級の公務員の面前におい</u> <u>て、別記様式による宣誓書に署名してからでな</u> <u>ければ、その職務を行ってはならない。</u>

(吉川市職員公務災害等見舞金支給条例の一部改正)

第2条 吉川市職員公務災害等見舞金支給条例(昭和49年吉川町条例第20号)の一部
を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対
応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)
が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が
存在しない場合には、当該移動後号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）の適用を受ける者</u></p> <p><u>(4) 吉川市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償等に関する条例（平成14年吉川市条例第10号。以下「学校医等補償条例」という。）の適用を受ける者</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>(認定)</p> <p>第7条 公務又は通勤による死亡及び負傷又は疾病により、別表第1に定める障がいが残った場合の当該障がいの等級の認定は、補償法、補償条例、<u>労災保険法、学校医等補償条例又は消防団員補償条例</u>の規定により行われる認定に基づいて行うものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>(認定)</p> <p>第7条 公務又は通勤による死亡及び負傷又は疾病により、別表第1に定める障がいが残った場合の当該障がいの等級の認定は、補償法、補償条例又は<u>消防団員補償条例</u>の規定により行われる認定に基づいて行うものとする。</p> <p>2 略</p>

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は令和2年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の吉川市職員公務災害等見舞金支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に発生した職員の公務又は通勤による災害について適用し、同日前に発生した職員の公務又は通勤による災害については、なお従前の例による。

令和2年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、会計年度任用職員の服務に関し必要な事項を定めるとともに、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものである。

第12号議案

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工事名 (都) 越谷吉川線整備工事 (A1・A2橋台工)
- 2 工事場所 吉川市大字中井地内外
- 3 工期 変更前 契約締結日から令和2年3月24日まで
変更後 契約締結日から令和2年9月30日まで
- 4 請負金額 変更前 181,500,000円
変更後 183,690,100円
- 5 請負業者 住 所 埼玉県吉川市吉川一丁目28番地8
氏名又は名称 株式会社ケイワールド日清 東部営業所
代表者職氏名 営業所長 早川明男

令和2年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

令和元年9月19日付けで効力が発生した都市計画道路越谷吉川線整備工事 (A1・A2橋台工) の請負契約について、工事に必要となる作業ヤードの設置を行うことから請負金額を変更するとともに、工事場所が大場川の河川区域内であり、作業期間に制約があることから工期を変更したいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和39年吉川町条例第6号) 第2条の規定により、この案を提出するものである。

第13号議案

教育委員会委員の任命について

教育委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○

氏 名 荒井一美

生年月日 ○○○○○○

令和2年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

教育委員会委員の神田美栄子氏が令和2年4月22日をもって任期満了となるため、その後任に荒井一美氏を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 荒井一美
生年月日 ○○○○○○
住 所 ○○○○○○
最終学歴 ○○○○○○

経 歴

昭和51年	4月から	三郷市立鷹野小学校教諭
昭和61年	3月まで	
昭和61年	4月から	八潮市立八潮第七小学校教諭
平成5年	3月まで	
平成5年	4月から	三郷市立立花小学校教諭
平成14年	3月まで	
平成14年	4月から	三郷市立前谷小学校教諭
平成17年	3月まで	
平成17年	4月から	三郷市立八木郷小学校教諭
平成20年	3月まで	
平成20年	4月から	三郷市教育委員会学校教育指導課指導主事
平成21年	3月まで	
平成21年	4月から	三郷市立丹後小学校教頭
平成24年	3月まで	
平成24年	4月から	吉川市立三輪野江小学校校長
平成28年	3月まで	
平成29年	4月から	吉川市教育委員会社会教育指導員
現在に至る		

第14号議案

監査委員の選任について

監査委員に次の者を選任することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○

氏 名 大泉將平

生年月日 ○○○○○○

令和2年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

監査委員の大泉將平氏が令和2年4月22日をもって任期満了となるため、再度選任することについて同意を得たいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 大泉將平
生年月日 ○○○○○○
住 所 ○○○○○○
最終学歴 ○○○○○○

経 歴

昭和48年10月から ○○○○○○

昭和55年 2月まで

昭和55年 3月から ○○○○○○

昭和58年10月まで

昭和58年10月から

大泉將平税理士事務所開業

現在に至る

平成13年 4月から

関東信越税理士会越谷支部業務部部長

平成17年 3月まで

平成17年 4月から

関東信越税理士会越谷支部制度部部長

平成21年 3月まで

平成21年 4月から

関東信越税理士会越谷支部公益活動対策部部長

平成26年 3月まで

平成26年 4月から

関東信越税理士会越谷支部公益活動対策部副部長

平成30年 3月まで

平成30年 4月から

関東信越税理士会越谷支部監事

現在に至る

平成15年 4月から

越谷法人会吉川支部顧問

平成19年 3月まで

平成16年 4月から

吉川市代表監査委員

現在に至る